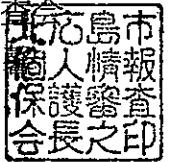


答 申 第 2 号

平成 15 年 11 月 6 日

北広島市長 本 禄 哲 英 様

北広島市個人情報保護審査会
会 長 石 田



北広島市個人情報条例第 9 条第 2 項の規定に基づく諮問について (答申)

平成 15 年 9 月 30 日付け北広福祉第 7 6 3 号をもって諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

医療法人社団翔仁会に運営委託している「にし在宅介護支援センター」と基幹型在宅介護支援センターに設置している「北広島市高齢者データベースシステム」のオンライン結合について

答 申

医療法人社団翔仁会に運営委託している「にし在宅介護支援センター」と基幹型在宅介護支援センターにおける「北広島市高齢者データバンクシステム」のオンライン結合については、公益上の必要性はあると認められます。

ただし、オンライン結合にあたっては、新たなシステムによりセキュリティ対策を講ずることを条件とし、審査会としては妥当であると判断します。

なお、本件オンラインの結合に当たり、特に次の点に留意されたい。

記

1 新システムについて

他の地域型在宅介護支援センターについても同様な措置をとること。

2 個人情報の取り扱いについて

個人情報の取扱いについては、必要最小限の収集及び提供にとどめること。また、高齢者実態調査にあたっては、事務の目的を明確にし、本人の同意を得ること。

3 研修について

市の委託事業であっても、オンライン結合により実施機関以外へ個人情報が提供されることから、基幹型在宅介護支援センターの職員はもちろん地域型在宅介護支援センターの事務に従事している職員にも従来以上に、個人情報保護の重要性を認識させるため研修の充実を図ること。

4 適正管理について

個人情報の漏えいの防止その他の個人情報の一層の適正管理に努めるとともに、各地域型在宅介護支援センターに対しても、個人情報の適正管理について指導を徹底すること。

新システムの概要(案)

I. 住基系ネットワークと切断

住民の異動情報は媒体交換方式(FD、MO など)で行います。

II. バイオメトリクス(指紋)での認証を採用

操作端末の起動時はバイオメトリクスにより認証を行います。このため登録
操作員以外の者が操作端末を起動することはほぼ不可能です。
(CF. システムに対してはユーザ・パスワードによる認証を行います。)

III. 操作員のアクセスログ(操作者履歴)を管理

操作員の不必要な検索等を抑止させる効果があります。

IV. 操作端末のネットワーク経由のアクセス制御

ドメインによる端末の管理を行い、登録された端末のみがサーバにアクセス
できるように行います。

V. 操作員に対しての適切なマスク処理(特定項目を隠す)

VI. 支援センターごとにデータは管理

支援センターの情報は別なセンターとは共有しません
基幹側(センター)は情報の共有を行えるようにする

VII. サーバの運転をスケジュール化する

システムが不必要な時間帯はシステムを停止するなど、運行をスケジュー
ル化します。 cf. AM8:00~PM8:00までなど

VIII. データベースの暗号化

データの不正コピーなど持出し等を考慮して、暗号化に対応させる。